

労働安全衛生コンサルタント制度推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時)に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生の改善計画にぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

実施時期

推進月間 毎年6月1日から6月30日
準備月間 毎年4月1日から5月31日

後援

厚生労働省
中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業木材製造業労働災害防止協会

安全衛生技術試験協会
全国社会保険労務士会連合会日本技術士会
労働者健康福祉機構
全国労働基準関係団体連合会
日本ボイラ協会
日本クレーン協会
ボイラ・クレーン安全協会
産業安全技術協会
仮設工業会
建設荷役車両安全技術協会

日本医師会
日本歯科医師会
日本作業環境測定協会
全国労働衛生団体連合会

実施者

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
本会都道府県各支部
会員：労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント

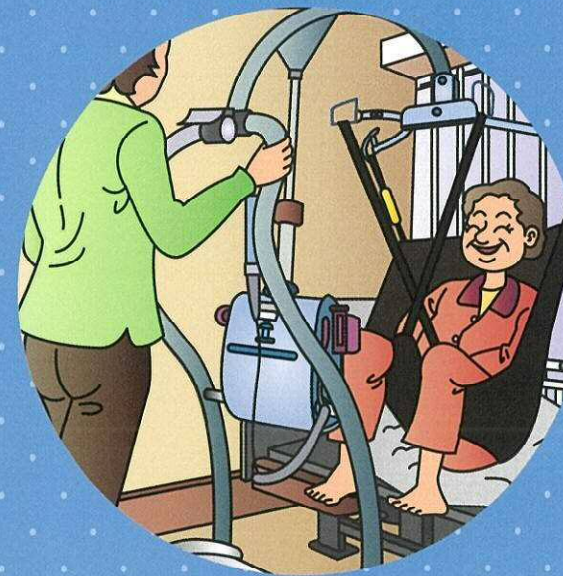
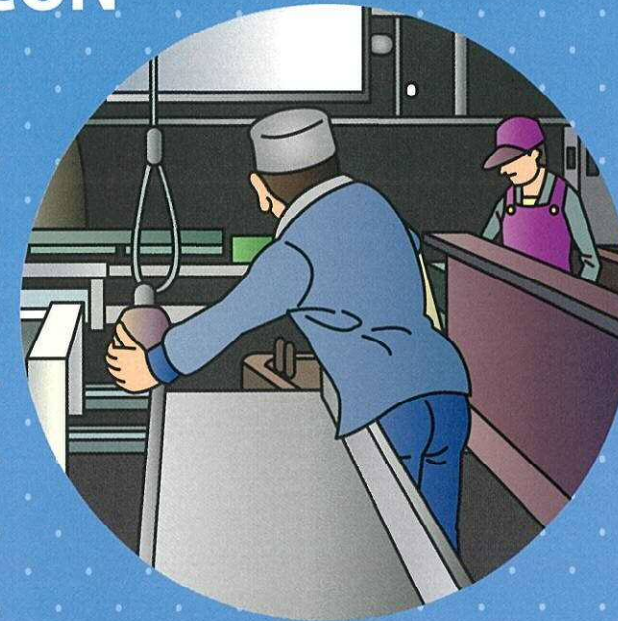


一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS
〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 5F
TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647
http://www.jashcon.or.jp E-mail : info@jashcon.or.jp

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。

2018年4月制作

JASHCON



お元気ですか
心とからだ
安全ですか
あなたの職場

活用
しましょう

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

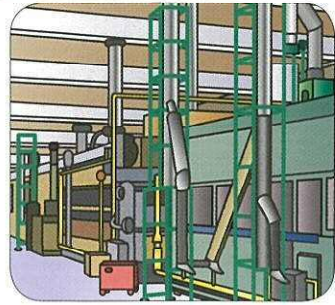
事業場の安全衛生の改善計画作成には、
労働安全衛生法第80条に基づく
労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる
安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。安全衛生診断を行い、安全衛生の改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

こんな時に

労働安全コンサルタント/ 労働衛生コンサルタントの活用を!

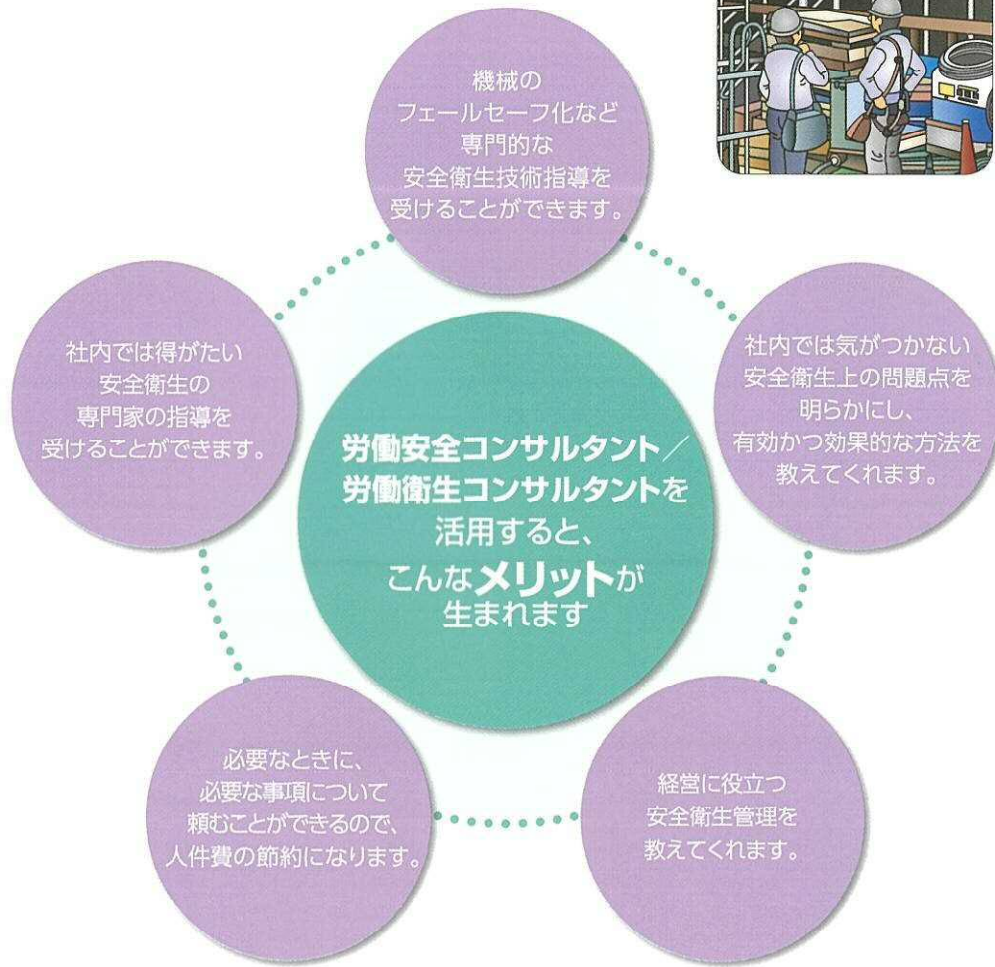


- 労働災害が発生したとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき
- 安全衛生管理活動を活発にしようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関すること

労働安全衛生法第88条 第1項による届出の免除

免除認定の申請には、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価と監査が必要となります

リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所(建設業の場合は店社)が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度(法88条第1項ただし書き)については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店社が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。



CSP 労働安全コンサルタント、 COH/CIH 労働衛生コンサルタントとは?

CSP労働安全コンサルタント

* CSP(Certified Safety Professional Consultant)

COH労働衛生コンサルタント(保健衛生)

* COH(Certified Occupational Health Consultant)

CIH労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)

* CIH(Certified Industrial Hygiene Consultant)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考になさって下さい。

労働安全衛生 コンサルタントの 活用事例

木材製品製造業

「労働安全衛生マネジメントシステム」 認証を取得



A社(社員数100数名)は、木材チップ、木材接着剤、等の製造を行っています。A社は「安全なくして、企業なし」の基本理念の基、労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得を目指し、OHSAS審査登録機関(ISO審査登録機関でもあります。)に審査を依頼しました。同審査登録機関では審査員として労働安全コンサルタント(システム監査員登録者)を指名しました。

安全衛生管理上の 問題点と改善計画

指名を受けた労働安全コンサルタントは下記の「審査フロー」を基に審査をスタートさせ、安全衛生管理上の問題点を指摘しました。

■「審査のフロー」を紹介すると、
①現場巡視、チェックリスト項目に基づくQ&Aを行う ②問題点を「現地審査気づき報告シート」に記載する ③その中から「重要な不適合」「軽微な不適合」「観察事項」に識別をする ④最終会議で了解を得て、所定の期日まで「是正処置」をお願いする。

■予備審査では次の手順で行います。
●現場巡視、チェックリスト項目に基づくQ&Aを行う/問題点を「現地審査気づき報告シート」に記載する/その中から「重要な不適合」「軽微な不適合」「観察事項」に識別をする/最終会議で了解を得て、所定の期日まで「是正処置」をお願いする。

■審査員の主たる業務は、「OHSAS 18001:2007」規格要求事項の「Q&A」です。

「チェックリスト」の概要を紹介すると、
①安全衛生方針 ②リスクアセスメント ③法的要求事項 ④安衛目標と実施計画 ⑤役割 ⑥教育訓練 ⑦コミュニケーション ⑧文書管理 ⑨運用管理 ⑩緊急事態対応 ⑪法令順守 ⑫記録の管理 ⑬マネジメントレビューです。

改善の効果と認証取得 [本審査]

2カ月後、A社から、予備審査の指摘に関して「目標である登録の審査へ向けて、安衛法の勉強をした」「指摘事項は、よい刺激になった」と報告がありました。本審査の後、A社はOHSAS18001の認証取得となりました。

■時間の制約
決められた「審査工数・審査時間」の制約がある。言い換えれば、審査が終われば、関係書類の返却をするので、以後の問い合わせはほとんどありません。しかし、一年後の審査において、登録証の掲示も確認され、引きつづき「安全なくして、企業なし」の基本理念が確認されました。

■審査機関と顧客は、「審査員の選任権限」も持っています。ポイントは、審査員としての「日頃の安衛法令等の研さん」にあります。換言すれば、審査を遂行したことは、労働安全衛生コンサルタントとして「顧客満足の力量評価」でもあります。一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会の活動に参加することも自己研さんとなります。

これからの展望

A社は労働安全衛生コンサルタントの審査の指摘を受け、これからも会社の基本理念である「安全なくして、企業なし」のとおり、経営者のみならず従業員も安全衛生に積極的に取り組むようになります。一方、国際機関や国においては、2018年(平成30年)[ISO45001]規格及び「JIS Q 45001」規格が制定しますが、労働安全衛生コンサルタントの役割も重要になり、マネジメントシステム構築、運用に当たった指導員、内部監査員への研修・指導又はマネジメントシステム審査員などとしての活躍の場が広がります。

労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)についてのご相談は

労働安全コンサルタント/ 労働衛生コンサルタントに

労働安全衛生マネジメントシステムは労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。平成30年3月にはISO45001も発行され、ますます重要となります。

このためには、システムとパフォーマンスの双方について専門家である労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが最適です。

構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

守秘義務

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。具体的にはもよりの支部にご照会下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F
TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail info@jashcon.or.jp

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の団体です(昭和58年4月創立)。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として構成されています(約2,700名)。47都道府県に支部があります。